第八十九条の四第二項中「第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し揮発油の規定の適用を受けた揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項の揮発油を同項の場所に移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第九十条第四項中「第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の二第二項中「第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項のみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項のみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者とみなして同法第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する場合の石油石炭税の還付」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第九十条の三の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項のみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項のみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の三の二第一項中「第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者にみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の三の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の三の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の三の四の見出しを「（特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「調製品」の下に「、採取場から移出された石油石炭税課税済みのガス状炭化水素」を「の石油製品」の下に「、ガス状炭化水素及び石炭」を加え、「特定用途石油製品等」に、「第九十条の三の二第一号に定める税率」を「第九十条の三の二の規定」に、「第九条第一号に定める税率」を「第九条の規定」に改め、「金額」の下に「（政令で定めるガス状炭化水素にあつては、政令で定めるところにより計算した金額）」を加え、「製造者又は」を「製造者、当該特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又は」に改め、同項の表に次のように加える。

六　苛性ソーダの製造業を営む者（当該苛性ソーダの製造業を営む者に電気を供給する者であつて、当該苛性ソーダの製造業を営む者と政令で定める特別の関係がある者を含む。）	重油、天然ガス（関税定率法別表第二七一一・一一号又は第二七一一・二一号に掲げる天然ガスをいう。）又は石炭	発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用

第九十条の三の四第三項中「特定用途石油製品を」を「特定用途石油製品等を」に、「特定用途石油製品の」を「特定用途石油製品等の」に、「特定用途石油製品（」を「特定用途石油製品等（」に、「特定用途石油製品」という」を「特定用途石油製品等」という」に、「規定する石油製品」を「規定する特定用途石油製品等」に、「あるのは「特定用途石油製品」と」を「あり、及び」に、「特定用途石油製品」と読み替える」を「特定用途石油製品等」と読み替える」に改め、同条第四項中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条」に改める。

第九十条の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者に石油製品等を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ」を、「石油製品等」と、」の下に「同号ニ中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「石油製品等」と、」を加え、同条第三項中「」は、」を「」は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第二項中「第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第三項中「第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第四項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第五項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第六項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第七項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第八項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第九項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四第十項中「第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者について」を加え、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号ニ」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号ニの規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者に特定用途石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定用途石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。